

令和7年3月18日
石川労働局

委託事業受託者による個人情報漏えい事案について

石川労働局（局長 ^{やぎけんいち}八木健一）は、委託事業受託者である株式会社タスクール Plus において発生した個人情報の漏えい事案について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じたので、概要をお知らせします。

記

1 概要

石川労働局は、株式会社タスクール Plus（以下「受託者」という。）に対して、働き方改革に係る企業の相談支援業務等を委託し、受託者は「石川働き方改革推進支援センター」（以下「センター」という。）において事業を行っている。

令和7年2月20日（木）11時6分、センターに寄せられた来所相談の予約について、センターが委嘱している専門家（社会保険労務士）に電子メールで連絡する際に送信先を誤った。誤送信したメールには、同社会保険労務士の氏名及びセンターへ相談予約した団体の担当者名（姓）が記載されていた。誤送信したメールは既に削除されており、二次被害は発生していない。

2 事実経過

(1) 2月20日（木）10時50分頃

センター事務員が団体Aからの来所相談の予約を電話で受けた。

(2) 同日11時6分

当該センター事務員から、相談業務を委嘱している社会保険労務士へ相談予約があったことを電子メールで連絡する際、送信先メールアドレスが同社会保険労務士と同じ姓の団体Bの職員のアドレスであることに気づかないまま送信した。

(3) 同日11時16分

団体Bの職員から誤送信を知らせる電子メールが当該センター事務員あて返信された。

(4) 同日11時40分

当該センター事務員から団体Bの職員に対して電話で謝罪するとともに、メールの削除を依頼し、電話にて削除されたことを確認した。

(5) 同日11時45分

センター長から今回の事案について、委託事業を所管する石川労働局雇用環境・均等室へ報告があった。

- (6) 2月21日(金)センター長から相談業務を委嘱している社会保険労務士及び団体Aの担当者に対して電話で経緯を説明するとともに謝罪を行い、了承を得た。

3 発生原因

今回の事案は、メールアドレス検索機能で複数の候補が表示された中から、本来の送信先と似ている誤送信先のメールアドレスを誤って入力し、誤入力に気付かないまま送信してしまったもの。センターにおけるメール送信時のルールとして、宛先が単独の場合は送信者本人による確認のみを求める運用となっていたことが今回の事案の発生原因と考えられる。

4 再発防止策

(1) 労働局における取組

- ① 2月21日にセンター長に来室を求め、当局雇用環境・均等室長からセンター長に対して、宛先が単独の際にも送信者以外の者によるダブルチェックを実施する運用に変更するよう直接指導した。
- ② 4月に実施予定の委託事業に係る監査・指導の訪問の際に、センターに対して改めて個人情報の取扱いについて確認を行う。

(2) 受託者における取組

同様の事案が生じないように、2月20日、21日に、センター長が全職員に対して改めて個人情報の取扱いルールについて研修を行い、その取扱いについての注意喚起を行うとともに、宛先が単独の際にも送信者以外の者によるダブルチェックを実施することを指示した。

【担当】 石川労働局雇用環境・均等室
室長 田名網 洋子
雇用環境改善
・均等推進監理官 山口 明弘
電話 076-265-4429